

入 札 説 明 書

令和 8 年度 北海道労災特別介護施設除排雪業務委託契約

一般財団法人労災サポートセンター

本説明書は、一般財団法人労災サポートセンターが発注する本件契約に関し、一般競争入札参加者が承知し、かつ遵守しなければならない一般的事項について記載したものである。

I 留意事項等

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

令和8年度 北海道労災特別介護施設 除排雪業務委託契約

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

令和8年11月20日（金）～令和9年3月31日（水）

(4) 実施場所

北海道労災特別介護施設（以下「北海道施設」という。）

〔北海道岩見沢市かえで町8丁目1番1号〕

(5) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札執行の日時及び場所

入札参加者は、次の日時及び場所にて入札を行わなければならない。

(1) 日 時

令和8年10月16日（金）10時（受付：入札執行当日の9時45分から開始）

(2) 場 所

北海道施設 会議室

北海道岩見沢市かえで町8丁目1番1号 TEL：(0126)25-9001〔代表〕

3 契約担当役の所属及び役職・氏名

一般財団法人労災サポートセンター 契約担当役 岩瀬 信也

4 本件に関しての照会先

(1) 提出書類及び契約等に関する問合せ先

〒102-0073 東京都千代田区九段北4丁目1番3号 飛栄九段北ビル10階

一般財団法人労災サポートセンター（以下「センター」という。）

本部経理部 会計課

〔担当者〕古川（こがわ） 電話：(03)6834-2566〔直通〕 FAX：(03)6834-2530

E-mail：kogawaa@rousaisc.or.jp

ただし、照会は、令和8年10月9日（金）までの土曜日・日曜日・祝日を除く9

時～12時及び13時～17時（最終日を除く。最終日は12時まで。）とし、軽微な質問等を除き原則としてセンター本部は電子メールでのみ受付ける。

(2) 仕様書及び現場見学の問合せ先

北海道施設 総務課

〒068-0829 北海道岩見沢市かえで町8丁目1番1号

〔担当者〕 森又は松下 電話(0126)25-9001 FAX: (0126)22-9470

ただし、照会は、令和8年10月9日(金)までの土曜日・日曜日・祝日を除く9時～12時及び13時～17時（最終日を除く。最終日は12時まで。）とし、北海道施設はFAXでのみ受付ける。

5 入札参加者に必要な資格

入札参加者に必要な資格は、次の(1)から(8)までのいずれにも該当する者であること。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後1年間経過しない者でないこと。

なお、これを代理人、支配人及びその他の使用人として使用する者についても同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に物品の品質又は数量に関して不正な行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者

(3) 「令和8・9年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿」に登録されており、下記6の(3)に定める期日（以下「提出期限」という。）までに競争参加資格を有していることを証明した者又は、過去3年度（令和5年度・6年度・7年度）のうち、労災特別介護施設、公的病院、公的福祉施設、国又は地方公共団体等と元請業者として除雪業務の契約実績がある者であり、提出期限までにその契約書の写し等を労災サポートセンター（以下「センター」という。）本部に提出し契約実績を証明した者であってセンターの契約担当役が認めた者であること。

(4) 岩見沢市内に本店、支店又は営業所等があり、急な降雪にも対応できる体制を有していること。

(5) 契約担当役が別に指定(様式4参照)する暴力団等に該当しない者であること。

(6) 本件業務に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

(7) 経営状態が良好であること。

(8) 個人情報情報を適正に管理していること。

6 入札説明会及び入札参加申込方法

(1) 入札説明会

入札説明会は実施しない。

ただし、現場見学を希望する者は、北海道施設へ事前連絡のうえ見学できる(上記4(2)参照)。

また、入札説明書を公告期間中、当財団のホームページの調達情報(※)に掲載するのでダウンロードすること。ダウンロードができない場合は、センター本部又は北海道施設において配付するので希望者は申し出ること。

※URL : <https://www.rousaisc.or.jp/supply/>

(2) 入札参加申込方法

入札参加希望者は、入札説明書に添付されている「一般競争入札参加申込書」(様式1)に必要な事項を記入し、次のアからカ(イ及びウはいずれか一方)に記載の書類を添えて提出期限までに持参又は郵送等によりセンター本部宛て提出すること。

なお、提出期限以降は理由の如何を問わず書類の受付を一切行わない。

また、提出書類に関し、センターが受理した旨の連絡は行わない。ただし、「書類に不備等がある」等で受理できない場合に限り、確認のため連絡することがある。当初提出した書類に不備があり、再提出したものが提出期限を過ぎてしまうと、入札に参加できない場合があるので注意すること。

ア 会社概要(パンフレット等)

イ 令和8・9年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていることを証明する書類(審査結果通知書等)

ウ 上記5の(3)に定める契約実績を証明する契約書の写し等

エ 暴力団等に該当しない旨の誓約書(様式4)の原本

オ 直近の決算書等(貸借対照表及び損益計算書が含まれている直近もの)

カ 労働保険料に未納が無いことを証明するために、令和7年度及び令和8年度(第1期分)の労働保険料「納付書・領収証書」の写し

(3) 提出期限

令和8年10月9日(金)17時(郵送の場合は当日必着)

(4) 提出場所

〒102-0073

東京都千代田区九段北4丁目1番3号

飛栄九段北ビル10階

一般財団法人労災サポートセンター 本部経理部 会計課

7 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金の納入は免除する。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札額の100分の10を違約金として徴収する。

8 入札の方法

(1) 入札参加者は、別添「仕様書」及び「契約書(案)」並びに添付書類等を熟覧のうえ入札しなければならない。また、入札後は仕様書等について不明点があったことを理由として、異議を申立てることはできない。

(2) 入札書は、様式2のとおりとし、必要事項を明確に記載のうえ所要の押印を行

うこと。

- (3) 入札時には印鑑証明書(法人の場合は代表者印で、交付後3箇月以内の原本又は写(鮮明なもの)を提出すること。なお、代理人又は副代理人(以下「代理人等」という。)による入札の場合は、代理人等の印鑑を合わせて持参すること(代理人等の印鑑の印鑑証明は不要)。
- (4) 代理人等が入札をする場合は、入札時に必ず委任状(様式3)を提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人等は、本件入札について他の入札者の代理人等を兼ねることができない。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (7) センター入札執行職員(以下「入札執行職員」という。)は、入札参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。
- (8) 入札参加者は、本件契約に係る技術仕様又は解説資料等についてセンターから説明を求められたときは、十分に説明しなければならない。
- (9) 入札者又はその代理人等は、開札に立会うものとする。
- (10) 入札者又はその代理人等は、開札時刻後においては開札会場へ入場することができない。
- (11) 入札者又はその代理人等は、開札会場へ入場しようとするときは入札執行職員の求めに応じ、身分証明書又は名刺等を提出しなければならない。
- (12) 入札者又はその代理人等は、入札執行職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほかは、開札会場を退場することができない。
- (13) 入札執行職員は、次の事項の一に該当する者を開札会場から退去させることができる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

9 入札の無効

次の各項の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人等のした入札
- (3) 次のいずれかに該当する入札書により行われた入札
 - ア 入札金額の記入のない入札書
 - イ 入札件名の記入のない入札書
 - ウ 入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の記入のない入札書及び押印のない入札書
 - エ 代理人等が入札する場合で、代理人等であることの表示並びに当該代理人等の氏名の記入のない入札書及び押印のない入札書
 - オ 入札年月日の記入のない入札書
 - カ 宛先(センター契約担当役)の記入のない入札書

- キ 入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び代理人等の氏名の記入が不明瞭な入札書
 - ク 入札金額の記入が明確でない入札書
 - ケ 入札金額の記入を訂正した入札書
 - コ 入札件名及び入札年月日等の記入事項の誤っている入札書及び当該記入事項を訂正した入札書であって、訂正について押印のない入札書
 - サ 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭である入札書
 - シ 郵便等により提出された入札書
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる入札
 - (5) 同一事項の入札について 2 通以上提出された入札
 - (6) 同一事項の入札について他の参加者の代理人等を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 - (7) その他その意思表示が民法上無効とされる入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定

- (1) センターが作成した予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。
- (3) 落札となるべき同一価格の入札が 2 以上あるときは、直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 上記(3)の場合で、入札者又はその代理人等がくじ引きに応じないときは、これに代わって入札執行事務に関係のない北海道施設職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者がセンターの定める期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取消すものとする。

11 再度入札

開札の結果、落札者となるべき入札者がいないときは、その場所において直ちに再度の入札を行うものとする。ただし、初度入札及び再度入札において、無効の入札及び辞退をした者は、これに参加することができない。

なお、不落札の場合は、再入札を含め複数回(最大 4 回)入札を執り行うことができるので、再度入札に必要な入札書を予め用意することに留意すること。

12 随意契約

再度入札の結果、落札者となるべき入札者がいないときは、入札した者と随意契約を行うことがある。

13 契約書の作成

契約の相手方と決定された者は、センターが定めた期日までに、契約書を取り交わすものとする。

14 その他

ア 予定価格は、一切公表しない。

イ 契約手続等で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

ウ 本件業務で使用する「電気」及び「水」は、センターが支給する。

エ 代金の支払いは、1箇月ごとの契約履行後に適正な支払請求書を受理してから30日以内とする。

オ 入札に係る提出書類等の一切の費用は、参加者の負担とする。

カ 提出書類等の入札関連の一切の書類は返却しない。

キ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、当該事業者を失格とする。

ク 入札結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合には、当該事業者を失格とする。

ケ 入札結果に係る異議申し立て及び照会は、一切認めない。

以上

II 提出書類

- 1 令和8年10月9日(金)17時(郵送の場合は当日必着)までに労災サポートセンター本部宛て提出するもの
 - (1) 一般競争入札参加申込書(様式1)
 - (2) 会社概要(パンフレット等)
 - (3) 令和8・9年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていることを証明する書類(審査結果通知書等)又は契約書の写し等(労災特別介護施設、公的病院、公的福祉施設、国又は地方公共団体等と元請業者として除雪業務の契約実績)
 - (4) 誓約書(暴力団等に該当しない)(様式4)の原本
 - (5) 決算書等(貸借対照表及び損益計算書が含まれている直近のもの)
 - (6) 令和7年度及び令和8年度(第1期分)の労働保険料「納付書・領収証書」の写し

上記の提出書類に関し、センターから受理した旨の連絡は行わない。

ただし、「書類に不備がある」等で受理できない場合に限り、確認のため連絡をすることがある。

なお、当初提出した書類に不備があり、再提出したものが提出期限を過ぎてしまうと入札には参加できない場合があるので、注意すること。

- 2 入札執行当日に入札会場の受付で提出するもの
 - (1) 印鑑証明書(交付後3箇月以内)の原本又は写し(鮮明なもの)
 - (2) 委任状の原本(代理人又は副代理人が入札する場合)
 - (3) 名刺等(入札会場に入室する者)

- 3 入札執行当日に入札会場内で提出するもの
入札書の原本

不落札の場合は、再度入札を含め複数回(最大4回)入札を執り行うことがあるので、再度入札に必要となる入札書を予め用意することに留意すること。

Ⅲ 入札書類

(様式1)

一般競争入札参加申込書

年 月 日

一般財団法人労災サポートセンター

契約担当役

岩瀬 信也 殿

住 所 : _____

商号又は名称 : _____

代表者氏名 : _____ (印)

次の業務に係る一般競争入札に参加したいので、提出書類を添えて申込みます。

なお、入札参加資格を満たすこと及び提出書類については、事実と相違ないことを誓約します。

入札件名	令和8年度 北海道労災特別介護施設除排雪業務委託契約
申込担当者職氏名 所属・連絡先等	
提出書類	☐ 会社概要(パンフレット等) ☐ 入札参加資格者名簿の登録を証明する書類又は官公署等との契約実績を証明する契約書の写し ☐ 誓約書の原本 ☐ 決算書等(貸借対照表及び損益計算書の含まれる直近のもの) ☐ 労働保険料「納付書・領収証書」の写し
備 考	

※ 添付した提出書類に[○]印を付すこと。

なお、提出された書類は返却しない。

(様式2)

入 札 書

金 円也

ただし、令和8年度 北海道労災特別介護施設 除排雪業務委託契約とする。

上記金額により仕様書、入札説明書及び契約書（案）を承諾のうえ入札いたします。

年 月 日

一般財団法人労災サポートセンター
契約担当役 岩瀬 信也 殿

会 社 名 :

会 社 住 所 :

代表者氏名 :

㊤ (代表者による入札の場合は、印鑑
証明書登録の印鑑を押印)

代理人氏名 :

㊤

(様式3)

委 任 状

年 月 日

一般財団法人労災サポートセンター

契約担当役 岩瀬 信也 殿

住 所

会 社 名

代表者名

実印

(注) 印鑑証明書登録の印鑑を使用のこと

当社は、下記の者を 代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 代理人氏名等
代理人住所
所属(役職名)
氏 名

2 委 任 事 項

「令和8年度 北海道労災特別介護施設 除排雪業務委託契約」の入札及び見積りに関する一切の権限(及び副代理人選任の権限)

3 委 任 期 日

年 月 日

4 代理人使用印鑑



(様式4)

誓 約 書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当社が不利益を被ることとなっても一切異議を申立てません。

また、当社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住 所

（又は所在地）

社名及び代表者名

（又は個人名）

⑩

IV 契約書

令和 8 年度 北海道労災特別介護施設 除排雪業務委託契約書（案）

一般財団法人労災サポートセンター契約担当役 岩瀬 信也（以下「甲」という。）と、
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、北海道労災特別介護施設の利用者等が、施設敷地内を安全かつ快適に往来できるよう、当該敷地内の除排雪業務を乙に委託し、乙は、これを誠実に履行する。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年11月20日から令和9年3月31日までとする。

（契約内容）

第3条 本契約の対象となる施設及び業務は、次のとおりとする。

（対象施設）

名 称：北海道労災特別介護施設

所在地：北海道岩見沢市かえで町8丁目1番1号

（対象業務）

別添「仕様書」に基づく除排雪業務

（契約金額）

第4条 契約金額は、金〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇〇〇〇円）とし、1箇月当たりの支払額は、契約金額を5箇月で除した額とする。ただし、小数点以下の端数が生じる場合は、最終月（3月）で調整するものとする。

2 甲は、別紙の「支払額一覧表」に基づく契約金額を毎月乙に支払うものとする。

3 乙は、毎月末日をもって業務の締切りを行い、当月分の支払額を甲に請求し、甲による検査・監督に合格後、甲は、適正な請求書を受理した日から30日以内に、乙が指定した金融機関への口座振込によって支払うものとする。

（権利等の譲渡）

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委託等）

第6条 乙は、契約業務を他に下請けさせたり、その業務の全部を第三者に再委託することはできない。

2 乙は、契約業務の一部を再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書を提出し、事前にその承認を受けなければならない。

3 乙は、契約業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、すべての責任を負うものとする。

4 乙は、契約業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必

要な事項について、本委託契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第7条 乙は、再委託先を変更する場合、再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(検査)

第8条 乙は、業務を実施した都度甲に報告し、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、乙から前項の報告を受けたときは、速やかに仕様書に基づく検査を行うものとする。この場合にあつては、乙は、甲の検査に協力し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格した時をもって業務を完了したものとする。

(業務履行)

第9条 乙は、この契約の履行に当たり、関係諸法令及び諸規則並びに甲が定める管理規程を遵守し、仕様書に定める範囲及び基準を誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって履行しなければならない。

(業務の履行責任)

第10条 乙が行う契約業務履行に瑕疵が有り、又は善良なる管理者の注意義務を欠いたために不完全な履行が行われた場合は、甲は乙に対して直ちに完全な履行を請求することができる。

2 乙は、前項の場合、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(施設との連携)

第11条 乙は、施設内で事故等を発見若しくは発生させたとき、速やかに甲へ報告するとともに甲と連携し、適切な処置又は対応を行うものとする。

(労働法上の責任)

第12条 乙は、業務を行うに際し、雇用者及び事業主としての労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、雇用保険法及びその他の社会保険諸法令上のすべての責任を負い、責任をもって労務管理を行う。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、契約に基づく業務遂行中の事故又は施設の損傷の発生によって生じた損害については、不可抗力又は甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

(守秘義務)

第14条 甲及び乙は、契約業務の履行を通じて知り得た相互の秘密を第三者に漏らし、又は盗用してはならない。乙は、契約業務の履行に当たる乙の従業員についても

同様の義務を負い、その責めを免れないものとする。

(個人情報保護)

- 第15条 乙は、甲から提供を受けた甲の役職員及び北海道労災特別介護施設入居者その他の個人情報（氏名、生年月日、その他の記述などにより特定の個人を識別できる情報及び他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる情報をいう。）を、本件契約の有効期間中のみならず契約終了後も一切、第三者に開示又は漏洩し、また、本件業務の遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。
- 2 乙は、甲から提供を受けた個人情報を業務担当者に関連させる場合は、本件業務の遂行に必要な範囲に限定しなければならない。
 - 3 乙は、本件業務の遂行に当たり、個人情報保護管理責任者を定め、個人情報に関わる処理方法を遵守し、十分な配慮をもってこれを管理するとともに、迅速かつ誠実にこれを遂行するものとする。
 - 4 乙は、甲から提供を受けた個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して技術面及び組織面において安全対策を講じるものとする。
 - 5 乙は、甲の承認を得ずに、個人情報を複製若しくは送信し、又は当該個人情報が記録された媒体を送付若しくは持ち出してはならない。
 - 6 乙は、甲から提供を受けた個人情報は、本件業務の終了後、速やかに甲に返却又は判読不可能な形で消去するものとする。
 - 7 乙は、本件業務を甲の事前の承認を得て第三者に委託する場合は、再委託先に対して乙と同等の義務を負うことを、乙の責任において課すこととする。
 - 8 乙は、甲から要請があった時は、個人情報の保管・管理、使用・取扱状況（以下「管理状況」という。）を書面にて報告し、甲はその実施状況を確認する。
 - 9 甲が必要と認めるときは、乙の業務現場において個人情報の管理状況を監督し、不適切な管理状況が確認された場合において、その改善の措置を指示することができるものとする。
 - 10 乙は、個人情報の漏洩等その他違反行為等が発生したときは、甲へ速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
 - 11 乙は、個人情報を知ることとなる乙の業務担当者（再委託先の要員等を含む。）に、本契約書の内容を周知徹底するための教育・訓練を行い遵守させるものとする。

(契約解除)

- 第16条 甲又は乙が本契約に違反したときは、相手方に対しその是正及び履行を求め、これに対し相手方が応じないときは、甲又は乙は、契約を解除することができる。
- 2 乙が本契約に違反し、そのために契約業務の履行に重大な支障が生ずる場合には、甲は、直ちに契約を解除することができる。
 - 3 甲又は乙は、契約業務を継続し難い止むを得ない事由があるときは、原則として3箇月前に相手方にその事由を通告して互いに契約を解除することができる。
 - 4 乙は、契約解除がされた場合、甲の申し出に基づき契約業務の引継ぎが完全か

つ円滑に行われるよう協力しなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為
- （5）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第19条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託者等（再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）及び自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（再委託契約等に関する契約解除）

第20条 乙は、契約後に再委託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託者等との契約を解除し、又は再委託者等に対し契約を解除させるよう

にしなければならない。

- 2 甲は、乙が再委託者等を解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託者等との契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託者等との契約を解除せず、若しくは再委託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第21条 甲は、第16条、第17条、第18条及び第20条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第16条、第17条、第18条及び第20条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(損害賠償)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たり、故意又は過失により甲若しくは第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項による第三者に損害を与えた場合において、甲についてもその責に帰すべき事由があるときは、その負担等について甲乙協議して決定するものとする。
- 3 乙が、委託業務の履行に当たり、故意又は過失により第三者に損害を与えた場合において、甲は、第三者の求めに応じその損害賠償を行った場合、乙に対し求償することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、自ら又は再委託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約業務の引継)

第24条 乙は、この契約業務が終了（中止又は廃止を含む。）し、甲が本契約業務を委託する次の業者（以下「後任の者」という。）が乙でない場合には、施設の運営に支障をきたさないよう甲の指示に従い、当該業務の引継を乙が実施する契約業務が終了するまでに適切に行うものとする。

なお、本契約業務の引継に要する人件費等の経費については、乙及び後任の者が負担するものとする。

(合意管轄裁判所)

第25条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、第3条の施設の所在地を管轄する裁判所（地方裁判所又は簡易裁判所）を第一審管轄裁判所とする。

(協議)

第26条 この契約に定めた事項及びそれ以外の事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ処理するものとする。

契約の証としてこの証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲) 東京都千代田区九段北4丁目1番3号
一般財団法人労災サポートセンター
契約担当役 岩 瀬 信 也

乙)

別紙

支 払 額 一 覧 表

月 別	契 約 額	消 費 税 額	計
1 1 月			
1 2 月			
1 月			
2 月			
3 月			
計			

別 添

仕 様 書

- 1 件名
令和8年度 北海道労災特別介護施設 除排雪業務委託契約
- 2 契約期間
令和8年11月20日（金）～ 令和9年3月31日（水）
- 3 実施場所
北海道労災特別介護施設（以下「施設」という。）
所在地：北海道岩見沢市かえで町8丁目1番1号
- 4 実施箇所
駐車場A、駐車場B、駐車場C、取付道路A、取付道路B、遊歩道、正面玄関ひさし部、職員玄関ひさし部、厨房玄関上部及び通用口・ゴミ庫上部
※（別添「除雪箇所図面」参照）
- 5 除雪業務
 - （1）除雪箇所及び使用機器
 - ① 駐車場A・駐車場B・駐車場C・取付道路A・取付道路B（除雪箇所図面の赤色部分）
受託者調達のタイヤショベル又は同等機器（以下「タイヤショベル等」という。）とする。
 - ② 遊歩道（除雪箇所図面の黄色部分）
受託者調達の除雪機等とする。
 - ③ 正面玄関並びに職員玄関、厨房玄関上部及び通用口・ゴミ庫上部
ひさし部から迫出した雪庇及び氷柱は、原則として、手作業により除去するものとする。
 - （2）実施要領
 - ① 原則として、前回の除雪完了（初回は契約締結日）から午前3時00分までの気象庁発表による岩見沢地区の積雪量（累計ではない）が8cmを超えた場合は、次の指定した時間にそれぞれ除雪を完了させるものとする。
なお、大雪又は吹雪等による積雪で、施設内の往来に著しく支障が生じた場合又は生じることが容易に予測できる場合は、発生時間帯に関係なくその都度、除雪作業を行わなければならないものとする。ただし、午後9時00分～午前3時00分の時間帯については、この限りではない。
（ア）駐車場B及び取付道路B 午前4時15分まで
（イ）駐車場A及び取付道路A 午前6時30分まで
（ウ）駐車場C 午前7時00分まで

(エ) 遊歩道 午前7時30分以降午後5時00分まで

- ② 取付道路及び駐車場等の出入口付近は、積雪により見通しが悪くならないよう特に留意すること。
- ③ 除雪後の路面の高さは、原則として縁石の高さを超えてはならないものとする。ただし、圧雪等の事由により、社会通念上この範囲で除雪することが困難である場合は、この限りではない。
- ④ 正面玄関前は、ロードヒーティング部分とそれ以外の部分との境に段差が生じないように除雪すること。ただし、ロードヒーティング部分にタイヤショベル等の大型重量車両（概ね4t以上）及び車高の高い車両は、乗入れできないものとする。
- ⑤ 除雪箇所内に車両又はこれに類する障害物がある場合は、当該障害物から概ね50cm以内は除雪の対象外とする。
- ⑥ 除雪した雪は、原則として駐車場A・駐車場B・駐車場Cの通行の邪魔にならない場所に集積すること。ただし、遊歩道を除雪した雪は、この限りではない。

6 排雪業務

(1) 排雪箇所及び使用機器

排雪箇所は、原則として駐車場A、駐車場B及び駐車場Cの各集積場とし、タイヤショベル等及びダンプトラック又は同等機器により排雪すること。

(2) 雪捨て場

(1)の排雪に伴う雪捨て場は、原則として岩見沢市指定の場所とし、この廃棄費用は、受託者負担とする。

(3) 実施要領

- ① 駐車場A、駐車場B又は駐車場C等に集積されている雪の最も高い場所が300cm、かつ集積した雪の高さが平均250cmを超えたときは、速やかに排雪を実施するものとする。
このとき、受託者は、排雪作業の実施予定日を当該予定日の前日（前日が土曜日、日曜日、祝日又は施設の休日の場合は、直前の平日（営業日））の正午までに委託者に連絡して承認を得なければならない。
- ② 排雪作業は、原則として午前7時30分～午後5時30分の間に実施・完了させること。
- ③ 作業実施前又は実施中に大雪・吹雪等により著しく視界不良で実施困難となった場合は、作業を中止し、他の日に振替えて速やかに実施するものとする。

7 その他

(1) 破損等の防止

受託者は、除排雪に伴う施設の路面、縁石、門扉及び植込等の破損又は施設利用者及び車両等に危害を及ぼす恐れがあるときは、受託者が準備調達した目印用ポール（高さ4メートル、数量40～50本程度）を必要箇所へ事前に立てる等し、最大限の注意を払い作業を実施すること。また、必要に応じて誘導警備員を配置する等して事故防止に万全を期すこと。

(2) 燃料費の負担

除排雪で使用する機器の燃料費は、受託者が負担・調達するものとする。

(3) 委託者の協力

委託者は、施設敷地内の駐車車両等が除排雪作業の妨げとなる場合は、速やかにこれらを移動させる等し、安全かつ円滑に業務を行えるよう協力する。

(4) 機器の撤収

原則として、除排雪に使用したタイヤショベル等の機器は、作業終了の都度、施設敷地内から撤収すること。

以上

除雪箇所図面

- タイヤショベル使用箇所
- ロータリー除雪機使用箇所

